

前橋市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年6月26日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	子	一	夫
同	宮	田	和	夫
同	横	山	勝	彦

内 監

平成29年6月26日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前橋市議会議長 金 井 清 一 様

前橋市監査委員

福 田 清 和

同

田 子 一 夫

同

宮 田 和 夫

同

横 山 勝 彦

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

財政援助団体監査結果報告書

1 監査対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

前橋市まちを緑にする会（所管課：公園緑地課）

前橋市体育協会（所管課：スポーツ課）

2 監査期間

平成29年5月10日から同年6月26日まで

3 監査対象

平成28年度における当該団体への財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて平成29年度も対象としました。

4 監査方法

あらかじめ提出を求めた補助対象事業等に関する監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

（所管課関係）

- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続き等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

5 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 前橋市まちを緑にする会（指摘事項 1件）

ア 補助金に係る収支の会計経理について（指摘事項）

平成29年3月31日に納入及び検収された平成28年度分の支出であるワイヤレスアンテナ及びマイクの購入において、前橋市まちを緑にする会規約で会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと規定しているにもかかわらず、実際の代金の支払は会計年度を超えた4月3日に行っていた。

会の支払事務については、規約にのっとり会計年度を遵守するように改善されたい。

(2) 公園緑地課（要望事項 1件）

ア 市と団体における事業分担の見直しについて（要望事項）

まちを緑にする会が費用負担している事務において、緑の羽根募金実績報告やあかぎの輝き品種登録料支出における納付書の宛名が、会の会長としてではなく市長名となっており、本来的に会の事務として行うべきか疑義が生じるものがあった。

また、まちを緑にする会が実施している市庁舎及び各支所のプランター飾花は、業務内容から判断すると市の施策として行うべきものとする。

市で補助金を交付したまちを緑にする会の予算で実施すべき事業か、市の予算で実施すべき事業か、各種事業内容を精査し、市での直営も視野に入れた事業分担の見直しについて検討されたい。

(3) 前橋市体育協会（指摘事項 1件、要望事項 1件）

ア 補助金に係る収支の会計経理について（指摘事項）

(イ) 各種事業に係る補助金の交付について

スポーツ選手強化育成費の競技力配分に係る算定において、男女別競技については、それぞれランクを出し、金額を算出し2分の1することと規定しているが、空手道競技は、男女別競技であるにもかかわらず、2分の1せず補助額を算定し、過剰に交付していた。

空手道競技に過剰交付した補助金は、速やかに競技団体に返還を求め市へ戻入するとともに、各種事業への補助金交付に当たっては適正な事務処理を行うように改善されたい。

(ロ) 非常勤職員の雇用管理について

週休日の時間外勤務において、時間外勤務手当の計算を誤っているものが見受けられた。また、1日7時間勤務させた際に休憩時間を30分しか付与していないものもあった。

不足分の手当は追加支給するとともに、労働基準法、労働基準法施行規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(ハ) 切手等の管理について

会で保管する切手、はがきにおいて、現物と受払簿を照合したところ、52円はがきで枚数の不一致があった。また、受払の都度、使用者と管理者による確認を行っていなかった。

切手等は金券であり、換金性も高く、厳密な事務処理を行う必要があることから、受払の都度、複数人で確認を行うなど適正な管理を行うように改善されたい。

イ 各種規程の見直しと制定について（要望事項）

各種競技団体等が事業を開催するために必要な補助金の取扱いにおいて、前橋市体育協会補助取扱要項に補助金の交付方法が明記されていないため概算払や実績払など統一的な運用がされておらず、申請書等の提出期限が守られていない事例も見受けられた。

また、会の支出事務において、支払いの遅延や支出命令の決裁前に支出が行われているものがあるなど不適正な事務処理が見受けられた。

より適正な補助金交付事務を行うため、補助基準等を明文化し、運用実態に即した要項に見直しを図るとともに、団体会計の事務処理指針となる会計規程等の整備について検討されたい。

(4) スポーツ課（要望事項 1件）

ア 団体への適切な指導について（要望事項）

体育協会における全般的な事務処理において、市の事務に準じて行っているが、基本的な事務の誤りが散見され、内部統制が十分に機能しているとは言い難い状況であった。

市補助金の充当率は90%を超えており、補助対象の事業等も多いため、市所管課として体育協会に対する指摘・要望事項等も含め、適正に補助金が運用されているかチェック体制を強化するとともに、当協会の事務改善に向けた指導の徹底を図られたい。

また、体育協会では、法人化に向けた取組みを行っているが、市所管課として法人化に向けた諸課題に対する考え方を精査するとともに、庁内関係課との調整等を図られたい。